

—平和で静かな空を—

## 厚木原告団ニュース

2024年3月13日 第37号  
第五次厚木基地爆音訴訟団  
〒242-0028 大和市桜森3-5-3-1 F  
☎046-200-5332 Fax046-261-5615  
ホームページ <http://bakuon.org/>

第7回定期代議員総会へ向けて

# 横浜地裁で飛行差し止め判決を!

3月24日(日)に大和市桜丘学習センターで第7回定期代議員総会が開かれます。昨年11月1日に第五次訴訟の横浜地裁結審がありました。今年はいよいよ判決の年となります。24日開催の代議員総会の議案書の中から2024年度活動方針を掲載します。

ご意見・質問は支部長または代議員にお伝えください。

## 2024年度原告団活動方針(案)

### 1. はじめに —今度こそ飛行差し止めの実現を—

昨年11月、米空軍CV22 オスプレイが、鹿児島県屋久島沖で墜落事故を起こしました。この事故発生に際し、日本政府・防衛省は墜落の事実を認めず、「不時着水」と発表しました。事故後も同型のオスプレイは、厚木基地や沖縄で訓練を繰り返し、住民の頭上を飛び回って、恐怖に陥れました。しかし、日本政府は米軍に対して「安全が確認されてから飛行再開」との要請にとどめ、国民の安全を守るため「飛行中止」の毅然たる対応を取りませんでした。このアメリカに遠慮した対応は、まさに主権なき日本の現実を、改めて暴き出すものでした。

これは、まもなく判決を迎えようとしている私たちの五次訴訟と共通する問題です。私たち厚木基地周辺住民は50年前から、厚木基地の爆音をなくし、平和で静かな空を求めて裁判を続けています。しかし、国も裁判所も「米軍は日本の支配の及ばない第三者であり何も言えない」として、飛行差し止めを認めていません。

私たちの求める飛行差し止めは、爆音被害を解消するとともに、日本政府が米軍に毅然とした態度を示し、日本の主権を取り戻す闘いです。

そうした視点にたって、今度こそ飛行差し止めを勝ち取る決意を固めましょう。



### 2. 活動の基本 —軍用機騒音の基準見直しを—

第五次訴訟の最大の焦点は、空母艦載機が岩国基地に移転し、100デシベル以上の騒音が減少する中で、それでも「やっぱりうるさい」ことを認めさせることです。

軍用機騒音のうるささは、民間航空機や、道路・鉄道などの騒音に比べ突出して高く、もっと厳しく規制しなければならないことが、最近の騒音に関する研究で明らかになっています。

第五次訴訟では、軍用機騒音の評価を抜本的に見直し、住民の生活と人権が保障されるべきであることを、裁判を通じて実現していきましょう。

### 3. 具体的な活動

## (1) 本部活動の強化

役員会を定例的に開催し、裁判闘争の課題に取り組むとともに、原告団の抱える問題についても議論を深め、組織強化を図ります。また、弁護団会議に参加し、弁護団との連携を強化します。

専門部（総務・組織・宣伝・調査）は、定期的に専門部会を開催し、原告団活動をより充実・強化します。

## (2) 支部活動の強化

支部会議は、口頭弁論をはじめ各種取り組みに原告を結集する最大の原動力です。今年度も役員会開催後、一定期間内に支部会議を開催し、支部委員と具体的行動の意思統一を図ります。

## (3) 口頭弁論の取り組み

五次訴訟は提訴以来22回の口頭弁論を重ね、爆音被害の実態や軍用機騒音の評価を見直すべきことを訴えてきました。今年の夏頃までには地裁判決を迎える予定ですが、判決日には多くの原告が裁判所に結集し、私たちの熱意を伝えていきましょう。

判決後は、各支部で判決報告集会を行います。

## (4) 基地監視と抗議・要請活動の強化

昼夜を問わず繰り返される自衛隊機や米軍ヘリコプターの飛行訓練、日米共同訓練の活発化等に伴い飛来する外来機など、厚木基地の爆音被害は現在も続いています。

こうした実態を日常的に監視し、抗議の声を上げていかなければなりません。

厚木基地の米軍、自衛隊をはじめ、関係機関に対し、必要に応じて抗議と要請を行い、基地被害をなくす活動を強めていきます。

## (5) 市民に爆音訴訟の理解を広める宣伝活動の強化

平和で静かな空を実現する私たちの闘いは、多くの市民の共感なくして勝利することはできません。一昨年5月から開始した毎月第4月曜日の「第五次訴訟市民宣伝行動」を判決日まで取り組みます。

## (6) 反基地平和団体との共同行動の強化

反基地平和運動の強化と第五次厚木基地爆音訴訟に勝利するため、厚木基地爆音防止期成同盟、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議、神奈川平和運動センター、原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議、爆音訴訟調査研究センターなど各種平和団体との連携を深め、共同行動に積極的に参加します。

## (7) 専門部活動

### ○総務部

総務部は訴訟活動の円滑な進行のために、訴訟関係書類の書式作成、文書の発送・管理等に努めます。22年末から、騒音対策対象区域の見直しに反対する署名活動を行い、23年2月、防衛省に提出しました。総務部はその発送、集約を担い、短期間で署名を集めることができました。その活動を、結審後に行った飛行差止め判決を求める署名活動に生かし、より多くの署名を集めることができました。

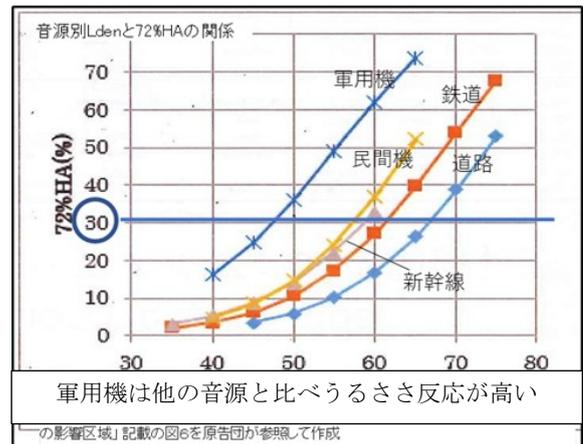
住宅防音工事に関しては、国と原告のとの間で見解の違いがあった場合、国の出してきた工事資料を調べ、弁護士と相談しながら工事の実態と原告の見解を国側に伝えました。また、原告の居住状況の把握に努め、死亡原告の承継が円滑に行われるよう努めました。

基地監視活動は、厚木爆音・爆音訴訟調査研究センターと協力して継続的に行い、被害の実情を証拠として裁判所に提出することができました。

24年度は、次の活動に取り組みます。

- ①署名活動に引き続いて、正当な判決を求める世論の醸成に努めます。
- ②控訴にも備え、必要書類の整理準備に取り組みます。
- ③基地関係の新聞記事を整理し、証拠資料を集めます。
- ④原告の居住状況の把握に努め、死亡原告の継承手続きが円滑に行われるよう取組みます。

### ○組織部



組織部の活動としては、口頭弁論で常に傍聴席を満席にする活動に取り組んできました。また、裁判闘争を一層強化するため、駅頭での街頭宣伝活動を各支部の熱心な参加で、毎月第4月曜日に取り組み、市民の共感を得ることができました。

爆音をなくし飛行差止め判決を求める署名については、神奈川平和運動センターをはじめ、全国の平和団体等に協力を呼びかけ、多くの署名を集めることができました。

今年度の具体的方針として以下の取り組みを行います。

①地裁判決が出るまで、駅頭での市民宣伝活動に粘り強く取り組みます。

②判決日には最大限の原告の結集を図り、裁判闘争の勝利を目指し全力で取り組みます。

③原告の親睦と交流のため、実行委員会により「新春の集い」を開催します。

④反基地、平和、憲法改悪阻止、人権擁護の取組みに積極的に参加します。

### ○宣伝部

宣伝部は原告団の結成以来35号の原告団ニュースを発行し、口頭弁論に参加できなかった多くの原告にも裁判の内容をわかりやすく伝えてきました。

また、一昨年から駅頭での市民宣伝行動を行っていますが、そのビラの作成も行いました。ビラの受け取りも予想以上で、市民へのアピールができたと考えています。

ホームページも開設以来、できる限り短い期間で更新を進め、厚木基地の動向や裁判の内容等を、幅広く市民に伝えるよう取り組みました。

今年度の具体的方針として以下の取り組みを行います。

①原告団ニュースを定期的に発行し、全原告世帯に配布します。

②市民にわかりやすいビラを作成し、引き続き街頭宣伝行動に取り組みます。

③ホームページの充実を図り、常に最新の状況を提供できるように努め、原告はもとより広く市民にわかるように新しい情報を伝えます。

### ○調査部

厚木基地を巡る動きの調査活動は大変重要です。訴訟団本部事務局を中心に、弁護団、各自治体の基地担当部局、爆同、爆音訴訟調査研究センターやリムピース、国会議員や県会議員、各自治体の原告議員などと協力して、騒音被害をはじめ、事件事故、あるいは基地の実態調査等を進めていきます。特に、3年前スタートした爆同・基地監視グループ（LINEを使った情報収集・提供組織）との連携、またADS-b Exchange-trackingからの情報収集に努めます。また、自治体の騒音記録の足切り問題なども他基地訴訟団の調査とも連携して進めていきます。具体的には

①基地の騒音被害実態調査を進める大和市、綾瀬市をはじめ、周辺自治体の騒音記録を収集していきます。現状、自治体によって、騒音記録計のデータの取りかた、騒音被害データの公表の方式に違いがあるようです。情報収集と、公表の方法についても研究していきます。

②全国基地訴訟原告団連絡会議との連携と情報交換を進めていきます。課題である日米地位協定に対する学習会や地位協定見直しの検討を全国の訴訟団の仲間とともに進めていきます。

③日本飛行機厚木工場でのオスプレイの整備に伴う、今後の動向について、情報収集に努めます。

④PFAS汚染問題、燃料流出、部品落下事故等も実態把握に努め、対策を強化します。



# 差し止め署名5万筆突破しました!

飛行差し止め判決を求める署名は、原告の皆さんや全国の支援団体のご協力で、2月29日現在、5万筆を超えました。

ありがとうございます。弁護団とともに3月14日に横浜地裁に提出します。



第五次厚木基地爆音訴訟原告団



## 第7回定期代議員総会

日	時	2024年3月24日(日)	14時から17時
会	場	大和市桜丘学習センター	
議	題	2023年度の活動総括と2024年度の活動方針	